

令和8年6月5日

陸上自衛隊金沢駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせ の日時	同等品申請 期限	防衛省競争 参加資格	備考
28	電線 ほか10件	陸上自衛隊 金沢駐屯地	8.7.10	8.6.5	8.6.12 10時00分	8.6.12 10時00分	8.6.10 10時00分	なし	総額決定

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先  
〒921-8520  
石川県金沢市野田町1丁目8番地  
陸上自衛隊金沢駐屯地 第336会計隊 契約班（担当：石戸谷）  
076-241-2171（内線351）

申込日年月日： . . .

## 参加申込票

公開日	令和 8年6月5日			
件名	一連番号28：電線 ほか10件			
見積り合わせの日時	令和8年6月12日 10時00分			
見積り合わせの場所	陸上自衛隊金沢駐屯地 第336会計隊事務所			
会社名				
電話番号				
FAX番号				
メールアドレス				
担当者名				
参加方法 (該当する欄に○ をして下さい)	持参	郵便	メール	FAX

### 注意事項等

- 1 見積り合わせに参加を希望する場合は本申込票に必要事項を記入し、下記の連絡先までメールまたはFAX送信ください。
- 2 見積書を郵送する場合  
郵送する封筒の表に見積り合わせの件名、見積り合わせの日時を朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認を実施してください。  
なお、**FAX及びメールでの提出も可**とし、その場合でも発送者の責により受信の確認をお願いします。
- 3 連絡先  
第336会計隊 契約班 担当：石戸谷  
TEL 076-241-2171 (内線：351)  
**FAX 076-241-2374**  
メール ma336fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書

件名リスト一連番号	28
-----------	----

見積金額 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
電線 ほか10件	内訳書のとおり				
	以下余白				
納地	陸上自衛隊金沢駐屯地	納期	令和8年7月10日		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実要施項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。  
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当  
陸上自衛隊金沢駐屯地  
第336会計隊長 山崎 誠 殿

住所  
会社名  
代表者名

# 市場価格調査書

件名リスト一連番号	28
-----------	----

見積金額 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
電線 ほか10件	内訳書のとおり				
	以下余白				
納入(履行)場所	陸上自衛隊金沢駐屯地		納期(履行期限)	令和8年7月10日	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実要施項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。  
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊金沢駐屯地  
第336会計隊長 山崎 誠 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者  
担当者連絡先



年 月 日

## 同等品判定依頼書(一連番号28号)

分任契約担当官  
陸上自衛隊金沢駐屯地  
第336会計隊長 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

下記の応札(見積)予定物品が調達要求物品と同等であることを判定願います。

記

調達要求番号	品名	規格	同等品製品名	要求元確認欄	判定欄

添付書類等：  
(カタログ等諸元が判断可能なもの)

年 月 日

同等品申請業者 殿

分任契約担当官  
陸上自衛隊金沢駐屯地  
第336会計隊長

## 同等品判定結果通知書

上記応札(見積)予定物品について、次のとおり判定する。

承認する。

判 定：同等品として

承認しない。